

令和7年度 東中学校生活心得(校則)の改訂について

前号の生徒指導だよりでもお知らせした通り、来年度4月から大幅な改訂を行う生活心得について、本日全校生徒に説明を行いました。今回の改訂は、生徒・保護者・教員・地域の方々のご意見を踏まえた上での改訂となります。特に9年生は、4月からの改訂に直接関係する学年ではないのですが、アンケートや学級討議等において、今後の東中学校のことを考え、真剣に考えてくれたことに感謝したいと思います。また、今回の改訂にあたり、保護者や地域の皆様からは、「今の時代にあった校則の見直しが必要」、「今の校則は時代遅れ」、「見直しも必要だと思うが、きまりやルールを守る力を身に付けることも大切」といったさまざまなご意見をいただきました。4月から新たな生活心得で学校生活を送る中で、更に改善が必要なものがあつた場合は、生徒の声や保護者の方の声をしっかり聞きながら更なる見直しを検討していこうと考えています。主な改訂内容については、以下を参照にしてください。

【令和7年度 岩国市立東中学校生活心得の主な改定部分】

1. 通学について

(3)登校時間について

・7:40(昇降口開錠)～8:10(朝読書開始)までに登校すること。

※8:10に着席完了していない場合は遅刻となる。

2. 校内生活について

(1) 服装について

⑤夏服・冬服ともに、体操服か肌着を着用する。肌着は華美でないものとする。

※夏季期間は、熱中症対策として肌着の着用を推奨する。

⑥通学靴は、体育や部活動でも使用することができる運動靴やスニーカーとする。

色の指定は特になし。マジックテープタイプも可とする。雨天時には、長靴の着用も可とする。

⑦靴下の色は、白、黒、紺、グレーとする。安全上の理由から、くるぶしが隠れる長さとする。

⑪登下校時の服装については、原則制服とするが、夏季期間(6月～9月)、または気温や天候に応じて、体操服での登下校を許可する。ただし、授業については制服を着用することとする。(※授業や行事等で、熱中症対策として体操服の着用を許可することもある。)

(2) 頭髪について

①染色、脱色、パーマ(ストレートパーマや縮毛矯正は除く)、ヘアエクステンションなどの特殊な加工はしないこと。

②髪型について

・中学生らしく清潔感を保て、学校生活に支障が出ない髪型とする。

・髪の結び方、結び位置については特に指定はない。

※学校生活や行事等で学校側から指定をすることもあります。

学校生活における事故を起こりにくくしたり、黒板等を見やすくしたりするためには、良好な視界を確保した方が良いため、前髪が目にかかる長さを超える場合は、ヘアピンで留めると良いです。また、体育の授業など体を動かす場面も多くあるため、頭髪が肩にかかる長さを超える場合は、ヘアゴムで結ぶと良いです。

・髪を束ねるためのヘアゴムの色は、黒、紺、茶などの華美でない色とする

④眉については、極端な加工は禁止とする。

(3) その他

②カバンには、自分の物と分かるようにするためにキーホルダー等を付けてもよいが、登下校や教室で保管する際に、支障がないような大きさや個数とする。

⑧総下校時刻について

・岩国市が部活動の地域移行を進めるのにもなって、今年度は以下の総下校時刻となります。

【期間】 通年 【総下校】 17:00

※主な改訂部分を掲載しています。現行の生活心得については、お子様の生活記録、東中学校HP上に載せていますので、そちらと比較していただけたらと思います。なお、服装については先日12月24日付文書でご案内した通り、今年度3学期より一部先行実施(旧制服着用時の長袖カッターシャツ、ポロシャツ着用について)しております。3学期末に7、8年生については、新しい生活心得を配付し、全校生徒で確認した上で来年度4月を迎える予定です。繰返しにはなりますが、来年度4月からの改訂になりますので、今年度3月末までは現行の生活心得での学校生活となります。決められたきまりやルールを守る力を身に付けること、その中で自分で考えて生活していくことも大切です。保護者の皆様もご協力をよろしくお願いいたします。